

総務常任委員会記録

令和7年9月17日（水）於 第1委員会室
開会 午前10時00分
散会 午前11時01分

○出席委員（7名）

2番 工藤 裕介 委員	11番 坂本 崇 委員	14番 畑山 聰 委員
17番 千葉 浩規 委員	19番 外崎 勝康 委員	25番 佐藤 哲 委員
27番 清野 一榮 委員		

○出席理事者（10名）

総務部長 堀川慎一	契約課長 成田政嗣
契約課長補佐 飯塚忠明	学校整備課長 安田広記
学校整備課主幹 齊藤将寿	公園緑地課長 鳴海淳
公園緑地課主幹 関剣太郎	建設部長 木村和彦
道路維持課長 竹村隆史	学務健康課長 原直美

○出席事務局職員（2名）

局長 西谷慎吾	書記 外崎容史
---------	---------

【午前10時00分 開会】

○委員長（外崎勝康委員） これより、総務常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

本定例会において、総務常任委員会に付託されました案件は議案7件あります。

なお、審査に先立ち申し上げます。

議案等審査に当たりましては、配付いたしました議案等審査順序表のとおり審査を進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

議案第107号 工事請負契約の締結について（令和7年度第二中学校等複合施設新築工事（建築工事））

○委員長（外崎勝康委員） まず、議案第107号工事請負契約の締結についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。総務部長。

○総務部長（堀川慎一） 初めに、配付資料について御説明申し上げます。第二中学校等複合施設新築工事に係る議案第107号から109号につきまして、議案ごとに工事概要をまとめた資料及び図面のほか、入札執行書をお配りしております。

それでは、議案第107号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

本工事は、教育機能の向上、教育条件の改善、地域活動拠点の整備、既存施設の有効活用及び施設総量の適正化・適正配置を図るため、第二中学校等複合施設の新築工事を行うものであります。

工事名称は令和7年度第二中学校等複合施設新築工事(建築工事)で、工事場所は弘前市大字平岡町72番地ほかであります。

工事の概要は、鉄筋コンクリート造等3階建の校舎等複合施設、鉄骨造2階建の渡り廊下棟、鉄筋コンクリート造平家建の屋外倉庫棟の新築工事に伴う建築工事を行うものであります。

契約金額は30億2500万円、契約の相手方はマルノ・西村・弘南特定建設工事共同企業体、竣工期限を令和9年7月31日として契約を締結しようとするものであります。

以上であります。

○委員長（外崎勝康委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

○14番（畠山 聰委員） 基本的なことを質疑するようですが、分からないので聞くのですが、この複合施設というのは、どういう意味なのでしょうか。

○学校整備課長（安田広記） 今回の複合施設ですけれども、近隣にありました勤労青少年ホーム、市民体育館の前にあったのですけれども、そちらと、あと城西団地のほうにあります城西老人福祉センター、こちら両施設の機能として、集会機能を学校の中に取り入れた施設ということで、学校と公共施設の複合施設というものになっております。

○14番（畠山 聰委員） ありがとうございます。

それから、昇降機どうのこうのと資料には書いているのですが、エレベーター等は設置する予定なのでしょうか。

○学校整備課長（安田広記） エレベーターの設置、人のエレベーターになりますけれども、学校側に1台、あと公共施設側に1台の計2台つける予定になっております。

○17番（千葉浩規委員） まず、二つあります。

入札に参加するために共同企業体というものになってもらっているのですけれども、その共同企業体の組める資格を持つ事業者数はいかほどあるのかということ。

二つ目は、2者のうち1者が辞退したわけですけれども、その経緯について。また、結局1者になってしまったわけだけれども、そういった場合、この技術評価点について、1者なので比較のしようがないのですけれども、これは妥当な点数なのかどうなのかということについて答弁をお願いします。

○契約課長（成田政嗣） まず、共同企業体を組める資格の事業者数についてです。

参加が可能な事業者は15者で、最大5共同企業体が参加可能となるように元請施工実績を設定しています。

次に、1者の辞退についてと技術評価点についてです。

1共同企業体について、事前の入札参加申請はしており、審査の結果、参加資格ありとなっていましたが、入札書の提出締切日まで入札書が提出されず、辞退となっております。

技術評価点について、当該入札の落札者は7点となっております。令和4年度から令和6年度の平均点が10点であり、それと比較すると低い点数となっておりますが、今回の工事は、予定価格が30億2940万円と大きいことから、企業及び配置予定技術者に求める施工実績も大きくなり、加点される基準が高くなっていることから、直近3年間の平均点より低くなることはやむを得ず、今回の点数は妥当なものと捉えております。

○17番（千葉浩規委員） 今回の落札率が99.85%となっていますが、この99.85%への評価につ

いて答弁をお願いします。

あと、1者になってしまったのですけれども、競争性の発揮という点ではどのように評価しているのか答弁をお願いします。

○契約課長（成田政嗣） 落札率への評価についてです。

令和2年度から令和6年度までの過去5か年の総合評価落札方式で行った建築一式工事の平均落札率といたしましては、97%台から98%台で推移しております。このことから、今回の入札における落札率につきましては、例年より若干高い結果となっておりますが、建築一式工事は、専門工事である電気設備、機械設備と比較して、自社の努力では対応できない部分が多く、下請に outs する割合が多いことから、落札率も90%台後半になることが多いのではないかと推測しております。

次に、競争性についてです。

入札参加要件を満たすものとして、5共同企業体が参加可能と想定しておりました。複数の共同企業体が参加可能な入札参加条件としており、一般競争入札においては、ほかの入札者が参加するかどうか確証がなく、ほかに入札者がいることを想定して入札するものであることから、競争性は発揮されているものと考えております。

○17番（千葉浩規委員） 入札決定者の概要と、今後のスケジュールについて答弁をお願いします。

○契約課長（成田政嗣） 入札決定者の概要と、今後のスケジュールについてです。

本工事の落札者は、マルノ・西村・弘南特定建設工事共同企業体で、市内に本店を有し、建築一式工事A等級に格付されている株式会社マルノ建築設計を代表者とし、構成員を株式会社西村組及び弘南建設株式会社とする共同企業体であります。各構成員の出資比率は、株式会社マルノ建築設計が40%、株式会社西村組が30%、弘南建設株式会社が30%であります。

今後のスケジュールにつきましては、本議案が可決された場合、その後、相手方へ通知を行い、その通知をもって本契約が成立します。その後は、速やかに工事着手に係る手続を行うことになります。

○2番（工藤裕介委員） すみません、総務の質疑が初めてなので、ちょっとずれていたら、委員長、よろしくお願ひいたします。

今、共同企業体の件、お話を聞きました。ちょっと、この建築についてということから少しずれてしまうかもしれないのですけれども、もともとの設計の共同体ですね、教育施設研究所、三上設計の設計共同体、石川小・中学校と同じ共同体かと思うのですけれども、この石川小・中学校の今、実際に使用されてからの評判というものを私、たくさん、いろいろ聞いています。すけれども、それに当たって、建築が進むに当たって、設計共同体のほうが施工管理等にしっかり入るものかどうか、どのぐらいの人員が確保できているのか教えていただきたいです。

○学校整備課長（安田広記） 設計につきましては、教育施設研究所と三上設計の設計共同体で行いましたけれども、工事管理につきましては、現在のところ、建築住宅課のほうにお願いして、直営で管理してもらう予定となっております。

○2番（工藤裕介委員） ありがとうございます。

そうすると、しっかりと地元の気候にも合った内容で建築を進めるということでよろしいでしょうか。

○学校整備課長（安田広記） 設計に当たりましては、教育施設研究所は東京の業者でありますけれども、三上設計は地元の業者になっておりまして、地元の気候をよく御存じの方が一緒に

入ることで、それに合わせた設計を行っているということから、大丈夫だとは思っております。

○2番（工藤裕介委員） 最後に、三上設計というのは従業員が何名ぐらいの規模の会社になるのか、もし分かればいいです。

○学校整備課長（安田広記） すみません、市内業者なのですけれども、ちょっと従業員規模までは承知しておりませんでしたが、社長が1級建築士をお持ちだったと思っていましたので、十分対応できるかと思います。

○学校整備課主幹（齊藤将寿） 三上設計の従業員数は、ちょっと私のほうで把握しているものであれば、4名が在籍している会社になっております。

○委員長（外崎勝康委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

議案第108号 工事請負契約の締結について（令和7年度第二中学校等複合施設新築工事（電気設備工事））

○委員長（外崎勝康委員） 次に、議案第108号工事請負契約の締結についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。総務部長。

○総務部長（堀川慎一） 議案第108号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

本工事は、第二中学校等複合施設の新築工事に伴う電気設備工事であり、電灯設備、動力設備、受変電設備などを設置するものであります。

工事名称は令和7年度第二中学校等複合施設新築工事（電気設備工事）で、工事場所は弘前市大字平岡町72番地ほかであります。

契約金額は6億60万円、契約の相手方は日善・張山・弘都特定建設工事共同企業体、竣工期限を令和9年7月31日として契約を締結しようとするものであります。

以上であります。

○委員長（外崎勝康委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

○17番（千葉浩規委員） 二つあります。

一つは、先ほども質疑したのですが、入札に参加するために共同企業体を組むわけですけれども、その組める業者数について、ひとつ答弁をお願いします。

あと、技術評価点が1位と2位の業者の間で2.5点と点数差が大きいわけですけれども、どのような項目で差が出たのか答弁をお願いします。

○契約課長（成田政嗣） まず、共同企業体を組める資格の事業者数についてです。

参加が可能な事業者は16者で、最大5共同企業体が参加可能となるように元請施工実績を設

定しております。

次に、技術評価点についてです。

技術評価点の評価項目としましては、大きく三つの区分で評価を行い、企業の施工実績等を評価する企業の施工能力の配点を5.5点、配置予定技術者の施工実績等を評価する配置予定技術者の能力の配点を4.5点、防災協定等の締結状況等を評価する地域貢献の配当2点とし、最高点は12点となっております。

今回は、企業の施工能力の項目で0.5点、配置予定技術者能力の項目において2点の差がついており、特に配置予定技術者の施工実績が1.5点の差となっており、最も大きい差がついた項目となっております。

○17番（千葉浩規委員） 配置予定技術者の能力の施工実績で点数差が1.5点ということで、点数差が大きくなっているということでしたけれども、その1.5点といった場合、どのような基準で点数化しているのか答弁をお願いします。

二つ目は、今回の落札率が93.65%ということですが、この93.65%への評価について答弁をお願いします。

もう一つは、競争性は十分に発揮されたのかどうなのかといった評価について、どう評価しているのか答弁をお願いします。

○契約課長（成田政嗣） 施工実績での点数差についてです。

1位の共同企業体では、配置予定技術者を当市発注の請負代金額6億9044万4000円の施工実績を持つ技術者としており、国・県または市町村発注工事で契約金額が今回の予定価格以上の実績があることから、2点の加点がされております。2位の共同企業体では、国立大学法人弘前大学発注の請負代金額4億6387万円の施工実績を持つ技術者としており、他の公共工事発注機関で契約金額が今回の予定価格の50%以上、予定価格未満の実績があることから、0.5点の加点がされております。

次に、落札率の評価についてです。

令和2年度から令和6年度までの過去5か年の総合評価落札方式で行った電気工事の平均落札率といたしましては、93%台から98%台で推移しております。このことから、今回の入札における落札率につきましても、おおむね例年並みと認識しております。

次に、競争性についてです。

入札参加要件を満たすものとして、5共同企業体が参加可能と想定しておりました。複数の共同企業体が参加可能な入札参加条件としており、その結果として2共同企業体が入札に参加したものであることから、競争性は発揮されているものと考えております。

○17番（千葉浩規委員） あとは、今回の入札決定者の概要について答弁をお願いします。

○契約課長（成田政嗣） 入札決定者の概要についてです。

本工事の落札者は、日善・張山・弘都特定建設工事共同企業体で、市内に本店を有し、電気工事A等級に格付されている株式会社日善電気を代表者とし、構成員を張山電気株式会社及び株式会社弘都電気とする共同企業体であります。各構成員の出資比率は、株式会社日善電気が45%、張山電気株式会社が30%、株式会社弘都電気が25%であります。

○25番（佐藤 哲委員） ちょっとさっきから、先ほどの問題のところからずっと気になっていたのですけれども、ちょうどこの部分の〔資料掲示〕これは何なのですかね。

○学校整備課長（安田広記） すみません、今、佐藤委員からお見せいただいた図面のところなのですけれども、そちらの場所につきましては、自転車小屋を建設する予定の場所になってお

ります。

○委員長（外崎勝康委員） 何ページか。どこのことをしゃべっているのか。もう1回、分かるように。場所はどこですか。

○学校整備課長（安田広記）（続） 平面図のところの全体配置図というので、右下に図面番号A-05と書いている平面図の、全体配置図のちょうど右側の道路側の二中ストリートと書いてある、下というか、の辺りの部分のことをおっしゃっていまして、そこにつきましては、生徒の自転車置場になるということです。

○25番（佐藤 哲委員） こういう学校とか公共施設の類いのものは、建設するときに大体、今太陽光発電というのも随分と設置されるようになってきたと思っていまして、私、これが太陽光かな、何になるのかなと思ったのですけれども、今回のこの学校の建設の場合も、太陽光の発電というもののというのは考慮されてあるものなのですか。

○学校整備課長（安田広記） 太陽光発電につきましては、校舎棟のところの屋上に設置する予定で今、こちらの設計のほうの中に含まれております。

○25番（佐藤 哲委員） 自然の太陽の光というものを熱源にしてやるのでしょうけれども、こういう公共施設の場合、大体使う、その使用する電気量の何%ぐらいをめどにしてこういうソーラーというものを設置するようになっているものなのですか。考えてみれば、パネルというのは結構高いものでありますけれども、費用対効果といいますか、大して役に立たない使用量、電気量しかなかったりしたら大変問題になるのでして。夜なんかは、多分蓄電池もつけていないのかなとは思いますけれども、こういうものに対する配慮というのは、どのようにになっているものかお伺いいたします。

○学校整備課長（安田広記） 確かに太陽光パネルの発電量というのは、全体に比べれば、確実に何%というのはなかなか出せないですけれども、こちらの二中につきましても、照明設備や普通のコンセントに使えるぐらいが限界になっております。なので、費用対効果とおっしゃられると、ちょっとなかなか難しいのかなというところ。

一方で、今後、国のほうとしても、ゼロカーボンという形で環境に配慮した設備を導入していくという方向性に向けて、こちらの二中でも、少量なのですけれども、まずは10キロワットの発電というところで計画していくというところになっております。

○14番（畠山 聰委員） せっかく太陽光発電が出ましたので、これは売電するのですか。それとも二中の校舎内で使用するような形、使ってしまうような形にするのでしょうか。

○学校整備課長（安田広記） 今のところ、まだ計画としては決まったものはございませんが、基本的には学校内の消費量で限界なのかなと思っております。

○委員長（外崎勝康委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 御異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

議案第109号 工事請負契約の締結について（令和7年度第二中学校等複合施設新築工事（機械設備工事））

○委員長（外崎勝康委員） 次に、議案第109号工事請負契約の締結についてを審査に供します。
本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。総務部長。

○総務部長（堀川慎一） 議案第109号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

本工事は、第二中学校等複合施設の新築工事に伴う機械設備工事であり、空調設備、換気設備、自動制御設備などを設置するものであります。

工事名称は令和7年度第二中学校等複合施設新築工事（機械設備工事）で、工事場所は弘前市大字平岡町72番地ほかであります。

契約金額は5億7090万円、契約の相手方は東邦・共立・共同建設工事共同企業体、竣工期限を令和9年7月31日として契約を締結しようとするものであります。

以上であります。

○委員長（外崎勝康委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

○17番（千葉浩規委員） また同じような質疑なのですが、入札に参加するために、共同企業体を組める業者数について答弁をお願いします。

二つ目が、落札順位が2位の事業者について、入札価格が基準数値を1,839円下回って、価格評価点が84.877点で落札者との差が0.123点となっておりますけれども、この基準数値を満たさない場合の評価点の配点の仕方について答弁をお願いします。

○契約課長（成田政嗣） 共同企業体を組める事業者数についてです。

参加が可能な事業者は19者で、最大6共同企業体が参加可能となるように元請施工実績を設定しています。

次に、入札価格が基準数値を満たさない場合の配点の仕方についてです。

価格評価点は、入札額が配点基準価格以上の場合、配点基準価格を入札価格で割った数字に85点を乗じた点数になっております。配点基準価格というのは、最低制限価格と同じ計算方法で計算した基準数値よりも高く、予定価格よりも低い中で最も低い入札価格ですので、通常の価格だけの競争であれば落札となる入札価格になりますが、それを基準として計算しております。最低基準価格での入札者については、85点という満点になります。

入札額が配点基準価格未満の場合、すなわち通常の価格だけの競争であれば最低制限価格未満となる入札価格については、低価格入札の助長を防ぐ目的のため、価格評価点を減点する仕組みとなっております。

○17番（千葉浩規委員） あと、今回の落札率が93.35%となっておりますが、この93.35%への評価について。

あと二つ目は、競争性が十分発揮されたかどうか、その評価について答弁をお願いします。

○契約課長（成田政嗣） 落札率への評価についてです。

令和2年度から令和6年度までの過去5か年の総合評価落札方式で行った機械工事の平均落札率といたしましては、92%台から94%台で推移しております。このことから、今回の入札における落札率につきましても、おおむね例年並みと認識しております。

次に、競争性についてです。

入札参加要件を満たすものとして、6共同企業体が参加可能と想定しておりました。複数の共同企業体が参加可能な入札参加条件としており、その結果として2共同企業体が入札に参加したものであることから、競争性は発揮されているものと考えております。

○17番（千葉浩規委員）あと、入札決定者の概要について答弁をお願いします。

○契約課長（成田政嗣）入札決定者の概要についてです。

本工事の落札者は、東邦・共立・共同建設工事共同企業体で、市内に本店を有し、管工事A等級に格付されている株式会社東邦設備工業所を代表者とし、構成員を共立設備工業株式会社及び株式会社共同設備とする共同企業体であります。各構成員の出資比率は、株式会社東邦設備工業所が40%、共立設備工業株式会社が30%、株式会社共同設備が30%であります。

○委員長（外崎勝康委員）ほかに御質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（外崎勝康委員）質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（外崎勝康委員）意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（外崎勝康委員）御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

[理事者一部入替え]

議案第110号 工事請負契約の締結について（令和7年度重要文化財弘前城天守曳戻し工事）

○委員長（外崎勝康委員）次に、議案第110号工事請負契約の締結についてを審査に供します。本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。総務部長。

○総務部長（堀川慎一）初めに、配付資料について御説明申し上げます。議案第110号につきまして、工事概要をまとめた資料及び図面のほか、入札執行書をお配りしております。

それでは、議案第110号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

本工事は、本丸石垣修理完了に伴い、仮移設中の重要文化財弘前城天守を元の天守台へ戻す工事を実施するものであります。

工事名称は令和7年度重要文化財弘前城天守曳戻し工事で、工事場所は弘前市大字下白銀町1番地1であります。

工事の概要は、本丸中央側に設置した仮天守台上の重要文化財弘前城天守内部から仮設の耐震補強材を取り外した後、再び曳家工法により天守を元の天守台に戻すものであります。

契約金額は2億350万円、契約の相手方は株式会社西村組で、竣工期限を令和9年3月30日として契約を締結しようとするものであります。

以上であります。

○委員長（外崎勝康委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

○17番（千葉浩規委員） まず、文化財の工事ということで、この入札に参加する者について、必要な資格について答弁をお願いします。

あと二つ目は、技術評価点での差が落札に、当落に大変大きく作用しているようですが、この3者において点数差が大きかったのですが、どんな項目で点数差が出たのか答弁をお願いします。

○契約課長補佐（飯塚忠明） まず、入札に参加する者に必要な資格についてですが、本工事に入札するための主な資格要件としましては、市内に本店を有すること、市の令和7年度建設工事指名競争入札参加資格者名簿において建築一式工事A等級に格付されていること、平成22年度以降に指定文化財の建造物の保存修理工事で、1件の契約金額が500万円以上の元請実績があることなどを定めています。

次に、点数差が大きかったが、どのような項目で差が出たのかということですが、今回は、配置予定技術者の施工実績及び資格等を評価する配置予定技術者の能力の項目において、最高点と最低点との差が2点となっており、最も差がついているところです。

○17番（千葉浩規委員） 入札に参加する資格として、指定文化財の建造物の保存修理工事で、1件の契約金額が500万円以上の元請施工実績があるということだということですけれども、その業者というのは、市内にいかほどあるのかということと、もう一つは、この3者について、どのような実績があるのかということで答弁をお願いします。

あと、予定技術者の能力ということで、1位と2位、3位とでは大きな差があったのですけれども、どのような基準で点数化しているのかお聞きしたいと。

あと、今回、曳家といった文化財関連の工事なのですけれども、先ほど聞いたものとは別に、この文化財特有の基準といったものがあるのかどうなのか、答弁をお願いします。

○契約課長補佐（飯塚忠明） まず、参加できる事業者が何者あるのかということですが、市で把握している本工事の入札参加資格要件を満たす事業者は、今回入札に参加した3者となっております。この3者の指定文化財の建造物の保存修理工事における実績ですけれども、株式会社西村組は、最終契約金額が1億8200万円の平成26年度重要文化財弘前城天守曳屋工事を施工し、平成28年3月に竣工、株式会社マルノ建築設計は、最終契約金額が2億3652万円の平成27年度旧石戸谷家住宅復元工事を施工し、平成31年3月に竣工、株式会社堀江組は最終契約金額が1億50万7000円の令和3年度重要文化財弘前城三の丸追手門保存修理工事を施工し、令和4年12月に竣工しております。

次の質疑で、曳家といった文化財関連の工事について、別の基準などがあるのかということですが、本工事の評価基準の企業の施工能力及び配置予定技術者の能力の施工実績の項目については、通常の建築一式工事とは違いまして、指定文化財建造物の保存修理工事の実績を求めております。この実績がある場合、その施工実績額に応じて総合評価における加点の対象としております。その他の項目に関しては、通常の建築一式工事と同様の基準となっております。

○17番（千葉浩規委員） 前回も西村組が曳家を行ったということなのですけれども、それ以外で、この入札決定者の概要について答弁をお願いします。

○契約課長補佐（飯塚忠明） 本工事の落札者は、市内に本店を有し、建築一式工事A等級に格付されている株式会社西村組で、先ほども説明しましたけれども、前回の平成26年度重要文化財弘前城天守曳屋工事を竣工した同一の業者となっております。また、本工事で株式会社西村より提出のあった配置予定技術者ですが、前回の弘前城天守曳家工事に従事した同一の技術者

となっており、今回の曳戻し工事でも経験のある技術者が配置される予定となっております。

○14番（畠山 聰委員） 技術的なことは全く分かりませんけれども、これは工事概要を読みますと、仮設の耐震補強材を取り外した後に再び曳家工法によって移すのだと。わざわざ耐震補強材を取り外すというのは、何か意味があるのですか。

○公園緑地課主幹（関剣太郎） 今現在、天守の内部に設置されている仮設の鉄骨は、内部を一般に公開するために仮設で設置しているものであります、今回曳戻しが終わってから恒設するものではありませんので、まず今回、曳戻し前に撤去いたしまして、重量を軽くした上で曳戻しするものであります。

○25番（佐藤 哲委員） いよいよ世紀の大工事のクライマックスということになりますけれども、まず、これを移動させている間、市民や観光に来た方々に見せることができるものなのか。それから、工事するということはそれなりに危険が伴うと思うので、市民の安全といいますか、公園においてになった人たちの安全というものをどのように担保できるのかというのをお伺いいたします。

○公園緑地課長（鳴海 淳） 今回、曳戻し工事をするに当たって、今のスケジュールでいけば、本契約後、工事エリアをバリケードで覆ってしまいます。バリケードで覆って、工事のバリケードの高さは1メートル20センチメートルぐらいだったので、工事している状況を市民の方に見える状態でやりたいと考えております。

安全性についても、下乗橋側から入ったところの通路を使えなくなりますので、石垣のところに仮設の階段をつけて、そちらを通して本丸に入っていただくような形で考えておりました。

○契約課長補佐（飯塚忠明） すみません、先ほどの千葉委員の質疑で、西村組の実績のところで、前回の工事の金額が1億8200万円という答弁だったのですけれども、正しくは1億7820万円でしたので、訂正しておわびいたします。

○委員長（外崎勝康委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者一部入替え〕

議案第111号 動産の取得について（除雪グレーダ3.7メートル級）

○委員長（外崎勝康委員） 次に、議案第111号動産の取得についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。総務部長。

○総務部長（堀川慎一） 初めに、配付資料について御説明申し上げます。除雪グレーダ3.7メートル級の取得に係る議案第111号につきまして、買入れする除雪グレーダのパンフレットと入札一覧表をお配りしております。

それでは、議案第111号動産の取得について御説明申し上げます。

取得する動産の種類及び数量は、除雪グレーダ3.7メートル級1台で、取得の方法は買入れであります。

取得の目的は、道路維持課の既存の除雪グレーダ3.7メートル級が老朽化したことに伴い、更新するものであります。

買入れする除雪グレーダ3.7メートル級は、株式会社小松製作所製のG D675-6で、ディーゼルエンジン搭載、エンジン定格出力が135キロワット、契約金額は3613万5000円、契約の相手方はコマツカスタマーサポート株式会社東北カンパニー弘前支店であります。

以上であります。

○委員長（外崎勝康委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

○17番（千葉浩規委員） 2者が参加したということですが、その評価について答弁をお願いします。

○契約課長（成田政嗣） 2者への評価についてです。

物品役務有資格者名簿の特殊車両の項目に登録のある県内業者を対象に行った取扱い調査で2者から取扱いがある旨の回答があり、実際の入札でも2者が参加したことから、競争性があるものと考えております。

○17番（千葉浩規委員） 最高値と比較すると約345万円の差があるわけですけれども、価格としては妥当なのかどうなのかということと、あと落札業者の概要について答弁をお願いします。

○契約課長（成田政嗣） 価格として妥当かについてです。

最高額と落札額との差額については、発注課において購入するグレーダに必要な能力・装備等を仕様書で定め、入札参加者は自社が取扱い可能な製品で入札に参加したものであり、メーカーからの仕入れ値は必ずしも同額ではないものと推測され、また各入札参加者の必要経費等も異なることから、入札金額に差が生じたものと捉えております。

市では入札を行うに当たっては、取扱業者から参考見積書を徴取し、発注課において見積り内容をしっかりと精査し、調達する物品の市場価格を把握した上で、契約課において適切な予定価格を定め、入札を執行することとしております。

本契約についても、適正に予定価格を定めて入札を行い、入札参加者は参考見積価格から企業努力によってさらに低い金額で入札したものであり、入札額が予算の範囲内かつ予定価格の範囲内であることから、妥当な金額だと捉えております。

次に、落札業者の概要についてです。

契約の相手方のコマツカスタマーサポート株式会社東北カンパニー弘前支店は、メーカーである株式会社小松製作所の100%資本による、いわゆる直営のディーラーであります。また、本社の所在地は東京都であり、県内にある支店・営業所は、藤崎町の弘前支店のほか、青森市内に1か所、八戸、十和田、むつ市内各1か所で合計5か所ございます。

○17番（千葉浩規委員） 今後のスケジュールと、あと現在、市道路維持課所有の除雪グレーダの現状について答弁をお願いします。

○契約課長（成田政嗣） 今後のスケジュールについてです。

議会の承認が得られた場合は、相手方への通知を行い、その通知をもって本契約が成立することになります。また、納期は令和9年3月31日としております。

○道路維持課長（竹村隆史） 現在所有しているグレーダの現状ということですけれども、今現在除雪に使用している除雪グレーダについては、ブレード幅が3.7メートルのものが2台、4メートルのものが2台、計4台所有しております、20年以上経過しているものが3台、10年未満のものが1台というふうになってございます。

○14番（畠山 聰委員） 入札関係は初めて聞くのですが、こんなに辞退したというのは、何か理由が、その理由はどういう理由なのでしょうか。一覧表に書いているではないですか、最後に。市の要求・基準を満たすものが調達できないということなのですか。

○契約課長（成田政嗣） 特段の、その業者の事情によるので、確固たるところは分からぬのですが、取扱いできないということだったと思います。

○14番（畠山 聰委員） これは道路維持課等の職員が免許を持っていて、市で運転というか、使用しているものなのですか。

○道路維持課長（竹村隆史） そうです、直営の職員もいますので、直営の職員が実際に運転して作業をいたします。

○2番（工藤裕介委員） このグレーダの詳細について聞きたいのですけれども、このモデルに関してはマシンコントロール機器装着可能車ということで、標準装備ではないのですけれども、オプションでつけられると思うのですが、この辺りというのは入札では分からぬと思いますけれども、マシンコントロール——多分、ＩＣＴ機器をつなげて、より精度の高い動きをさせるとか、そういうことだと思うのですけれども、これをつける予定とかはあるのでしょうか。

○道路維持課長（竹村隆史） ちょっと今、この資料の中で確認できませんので、後ほど確認してお知らせしたいと思います。

○委員長（外崎勝康委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

議案第112号 動産の取得について（除雪ロータリ小型）

○委員長（外崎勝康委員） 次に、議案第112号動産の取得についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。総務部長。

○総務部長（堀川慎一） 初めに、配付資料について御説明申し上げます。除雪ロータリ小型の取得に係る議案第112号につきまして、買入れする除雪ロータリのパンフレットと入札一覧

表をお配りしております。

それでは、議案第112号動産の取得について御説明申し上げます。

取得する動産の種類及び数量は除雪ロータリ小型1台で、取得の方法は買入れであります。

取得の目的は、道路維持課の既存の除雪ロータリ小型が老朽化したことに伴い更新するものであります。

買入れする除雪ロータリ小型は、開発工建株式会社製のHK133Vで、除雪幅が1.5メートル、定格出力が81.8キロワット、契約金額は2775万8500円、契約の相手方はロジスネクスト東北株式会社弘前支店であります。

以上であります。

○委員長（外崎勝康委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

○17番（千葉浩規委員） 3者が参加したということですが、その評価について答弁をお願いします。

○契約課長（成田政嗣） 3者の参加の評価についてです。

物品役務有資格者名簿の特殊車両の項目に登録のある県内業者を対象に行った取扱い調査にて3者から取扱いがある旨の回答があり、実際の入札でも3者が参加していることから、競争性があるものと考えております。

○17番（千葉浩規委員） 最高値と比較とすると約446万5000円の差があるわけですけれども、価格として妥当なのかどうなのかということ。

もう一つは、落札業者の概要について答弁をお願いします。

○契約課長（成田政嗣） 価格として妥当かについてです。

除雪グレーダの説明と繰り返しになりますが、最高額と落札額との差額については、入札参加者は自社が取扱い可能な製品で入札に参加したものであり、各入札参加者で状況も異なることから入札金額に差が生じたものと捉えております。

本契約についても、適正に予定価格を定めて入札を行い、入札参加者は参考見積価格から企業努力によってさらに低い金額で入札したものであり、入札額が予算の範囲内かつ予定価格の範囲内であることから、妥当な金額だと捉えております。

次に、落札業者の概要についてです。

契約の相手方のロジスネクスト東北株式会社弘前支店は、開発工建株式会社の販売代理店となっております。また、本社の所在地は宮城県であり、県内にある支店営業所は田舎館村にある弘前支店のほか、青森市内に1か所、八戸市、十和田市、むつ市内に各1か所で合計5か所でございます。

○17番（千葉浩規委員） 今後のスケジュール、さらに現在の道路維持課所有の除雪ロータリ小型の状況について答弁をお願いします。

○契約課長（成田政嗣） 今後のスケジュールについてです。

議会の承認が得られた場合は、相手方への通知を行い、その通知をもって本契約が成立することになります。また、納期は令和9年3月31日としております。

○道路維持課長（竹村隆史） 現在の除雪ロータリ小型の現状ですけれども、除雪幅1.3メートルのものが3台、1.5メートルのものが2台、計5台を所有しております、20年以上経過しているものが2台、10年以上経過しているものが2台、10年未満のものが1台という状況でございます。

○委員長（外崎勝康委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者一部入替え〕

議案第113号 動産の取得について（食缶洗浄システム）

○委員長（外崎勝康委員） 最後に、議案第113号動産の取得についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。総務部長。

○総務部長（堀川慎一） 初めに、配付資料について御説明申し上げます。食缶洗浄システムの取得に係る議案第113号につきまして、概要をまとめた資料と入札一覧表をお配りしております。

それでは、議案第113号の動産の取得について御説明申し上げます。

取得する動産の種類及び数量は、食缶洗浄システム一式で、取得の方法は買入れであります。

取得の目的は、弘前市西部学校給食センターの既存の食缶洗浄システムが老朽化したことによ伴い、更新するものであります。

買入れする食缶洗浄システムは株式会社アイホー製で、契約金額は5607万8000円。契約の相手方はひろさきチャイルド社であります。

以上であります。

○委員長（外崎勝康委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

○17番（千葉浩規委員） どのような基準で指名業者を決定しているのかということ。その中で、実際に今回、事業者になり得る事業者はいかほどののか。

あと、今回は3者が参加したということですが、その評価について答弁をお願いします。

○契約課長補佐（飯塚忠明） まず、どのような基準で指名したのかというところですが、指名の基準につきましては、物品役務有資格者名簿に登録されている市内業者のうち、厨房機器の項目に登録のある全者を指名しております。

該当する市内業者全者を対象に行った事前の取扱い調査で4者から取扱いできるという旨の回答がありまして、実際の入札でも3者が参加したことから、競争性があるものと考えております。

○17番（千葉浩規委員） 最高値と比較すると約92万円の差があるわけですが、価格としては妥当なのかどうなののかということ。

あと、落札業者の概要について答弁をお願いします。

○契約課長補佐（飯塚忠明） 最高値と比較すると約92万円の差というところの妥当性なのですが、先ほどの除雪グレーダの差額は345万円、ロータリのほうは446万5000円と。これに比べると92万円ということですので、差は開いていないという結果にはなっておりますが、やはり入札する物品の種類によって差が出るもの・出ないものというものがありますので、この結果につきましては想定の範囲内と捉えております。価格としましては、入札額が予算の範囲内、かつ予定価格の範囲内であることから、妥当な金額と考えております。

続いて、落札業者の概要ですが、契約の相手方のひろさきチャイルド社は弘前市に本店を有する事業者で、市の物品役務有資格者名簿において、主に厨房機器や食器、調理用機器類などに登録されている業者です。

○17番（千葉浩規委員） この食缶洗浄機の現場への配置も含めた今後のスケジュール。

あとは、東部、西部における洗浄機全体の状況について答弁をお願いします。

○契約課長補佐（飯塚忠明） まず、スケジュールの部分で、契約の部分だけ私の方からお答えします。

まず、この議会の承認が得られた場合、スケジュール、今後、相手方への通知をもって本契約が成立するということになります。また、納期は令和8年3月31日としております。

○学務健康課長（原 直美） では、設置と稼働までのスケジュールについてお答えいたします。

給食センター内で大規模な工事ができる期間は、市立小中学校の給食の提供がない期間、長期休業期間に限られますので、冬休みを利用して設置工事を行い、3学期、令和8年1月中旬から稼働したいと考えております。

続きまして、洗浄機全体の状況についてお答えいたします。

学校給食センターで設置している主な洗浄機は、食器洗浄機、食缶洗浄機、コンテナ洗浄機の3種類でございます。西部給食センターでは食缶洗浄機、コンテナ洗浄機が1台ずつ、食器洗浄機が2台設置されてございまして、食缶洗浄機、コンテナ洗浄機は施設開始時の平成22年の設置のもの、食器洗浄機に関しましては、令和4年と5年に1台ずつ更新してございます。東部給食センターに関しましては、食器洗浄機は平成26年、食缶洗浄機が平成26年に更新した2台ずつ、コンテナ洗浄機につきましては1台、こちらについては平成28年に更新したものとなってございます。

○委員長（外崎勝康委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

以上をもって、本委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

よって、会議を閉じ、本委員会を散会いたします。

【午前11時01分 散会】